

令和4年10月

お客さま各位

大東京信用組合

「電子交換所」設立のご案内

平素より大東京信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

全国銀行協会は、令和4年11月より手形・小切手の交換方法を電子化するにあたり「電子交換所」を設立いたします。これに伴い手形・小切手の交換を手形のイメージデータ（電子データ）で行うこととなります。従来どおり紙の手形・小切手をお持ち込みいただけますが、手形・小切手のお取扱いについてご留意いただきたい点がございます。

詳細につきましては、別添のご案内資料をご覧ください。

今後とも当組合をよろしく願いたします。

以 上

「電子交換所」を設立します



ご案内3つのポイント

POINT 1



お客様の**手続方法等の変更は
ございません**。従来どおり、金融機関
において取立依頼を行っていただけます。

POINT 2



すでにお持ちの**手形・小切手も
引き続き利用可能**ですので
ご安心ください。

POINT 3



2026年度までの**全面的な電子化**に向けて、
**電子記録債権・インターネットバンキング等
の決済手段への移行**をご検討ください。



**電子化することで、
こんなに利便性が向上します!**

- ✓ 災害にも強固な決済インフラに
万一の災害時に搬送できないリスクを削減します。
- ✓ 遠隔地の取立における時間短縮

※取引先の金融機関の遠隔地取立等のお取扱いが変更となる場合があります。詳しくはお取引先の金融機関にお問い合わせください。

紙の手形・小切手から
電子的な決済手段への移行
をご検討ください!

2026年度までの
全面的な電子化を目指します

決済手段の電子化は、昨今の環
境配慮やテレワーク対応に向け
た社会的意義を持つとともに、
企業・金融機関の業務効率化に
貢献します。

金融界は、政府で閣議決定され
た約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化
に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度ま
でに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。



**電子記録債権・
インターネットバンキングのご検討を!**

電子化のメリットは、手形・小切
手をはじめとする書面・押印・対
面手続の省力化や管理コストの
削減など、支払側と受取側双方
にあります。お客さまにおかれ
ましても、電子記録債権の利用およびインターネット
バンキングからの振込といった電子的決済手段への
移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。



 **大東京信用組合**
<https://www.daisin.co.jp/>

ご確認
ください



手形の交換方法を電子化する

**「電子交換所」
設立のご案内**



**2022年11月から、
手形の交換方法が変わります**

手形交換所の電子化に関する大切なお知らせです。
ぜひ、ご一読ください。

 **大東京信用組合**
<https://www.daisin.co.jp/>

電子データで手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能になります

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。



電子交換所の決済開始時期

2022年11月予定



電子交換所により、手形交換の方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。



用紙や記入方法などはどう変わるの？



「統一手形用紙の変更」と「手形・小切手への記入に関わるご注意」がございます。

① 統一手形用紙の変更

金融機関によっては、QRコード付きの手形・小切手用紙に変更となる場合があります。



② 電子化後の記入注意事項

- 手形券面へのメモ書き禁止
- 金額欄への捺印禁止
- 必ず楷書で記入 など



③ 手形・小切手は3か月間保管

- 紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引金融機関(取立金融機関)で3か月間保管されます。
- 偽造・変造が疑われる場合などは、速やかに取引金融機関にご連絡ください。



※その他の変更点については、当座勘定規定および手形(小切手)用法の改定がございますので取引先の金融機関にご確認ください。

「電子交換所」設立に伴う手形・小切手のお取扱いについて

< 金額欄の記入方法 >

- ・アラビア数字（算用数字、1、2、3・・・）で記入の場合
チェックライターを使用し**金額の頭には「¥」を、終わりには「※」、「★」等の終止符号を印字**するほか、**3桁ごとに、(カンマ)**を印字し**金額は濃い文字**となるようインクの確認をしてください。
- ・漢数字で記入の場合
文字の間を詰め、下表の**漢数字のみを使用し、楷書で丁寧に記入**してください。
金額の頭には「金」を、終わりには「円」または「円也」を記入してください。

【電子交換所で読み取ることのできる漢数字】 ※下記表以外の漢数字は読み取りできません。

1			2			3		4			5		6		
壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸
7			8		9		10		100			1,000		10,000	
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	伯	千	仟	阡	万 萬

< 禁止事項 >

- ・手形・小切手の**余白にメモ書きはしない**でください。
- ・券面への文字による**複記や金額補記はしない**でください。
- ・金額の記入や社判・印鑑の押印は、**決められた枠内から出ない**ようにしてください。

< 社判・印鑑についてのお願い >

- ・社判・印鑑についても、システムで読み取り精査されますので、摩耗している社判・印鑑においては、再作成する等の対応をお願いいたします。
- ・社判・印鑑が不鮮明の場合や不備があった場合は新システムの手続き上、手形・小切手の切り直しをお願いする事になりますのでよろしくお願い申し上げます。

< 不渡情報の共同利用の終了について >

- ・各地手形交換所は、2022年11月2日（水）をもって交換業務を終了します。
これに伴い、不渡情報の共同利用を終了します。
- ・共同利用終了以降、各地手形交換所および各地銀行協会は、不渡情報の共同利用により取得した各地手形交換所の不渡情報を削除いたしますので、その削除後、当該情報について開示請求等を行われた場合、一律「該当情報はありません」とのご回答となります。
- ・2022年11月4日（金）以降の手形業務については、全国銀行協会が運営する電子交換所に引き継がれますが、各地手形交換所の不渡情報は電子交換所へ引き継がれません。



心・ふれあい
大東京信用組合

